

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、診療報酬等に係る審査支払系システムと保険者の各種業務を共同して行うための共同処理系システムから成り立っており、国民健康保険を適切に運用していくに当たって不可欠な基幹的システムである。

国保総合システムは、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改が必要となっている。また、システムの更改に当たっては、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）等に基づき、システム全体のクラウド化や社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用等を通じ、業務の効率化、審査基準の統一化等を図ることが求められている。

このようなことを踏まえたシステムの更改には、今年度に引き続き、翌年度以降も多額の費用を要することが見込まれるが、それを国保連合会が保有する積立金だけで賄うことは困難であり、審査支払手数料の引上げ等により国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）が負担せざるを得なくなることが懸念される。

しかしながら、市町村を中心とする国保保険者は財政が脆弱な団体が多く、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっている中、システムの更改に要する費用を国保保険者が負担することは、国保保険者の財政に対して甚大な影響を与え、被保険者が負担する保険料（税）の引上げにつながりかねない。

よって、本県議会は、国保総合システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、国保総合システムの更改に当たって、国保保険者に新たな財政負担が生じないように、国において十分な財政支援を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前 野 和 美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣